

二 内閣府設置法第四十九条第一項若しくは第五十四条又は国家行政組織法第三条第二項に規定する委員会

三 地方自治法（昭和二十一年法律第六十七号）第百三十八条の四第一項に規定する委員会若しくは委員又は同条第三項に規定する機関

審査庁が前項の規定により指名する者は、次に掲げる者以外の者でなければならない。

一 審査請求に係る処分若しくは当該処分に係る再調査の請求についての決定に関与した者又は審査請求に係る不作為に係る処分に関与し、若しくは関与することとなる者

二 審査請求人

三 審査請求人の配偶者、四親等内の親族又は同居の親族

四 審査請求人の代理人

五 前二号に掲げる者であつた者

六 審査請求人の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人

七 第十三条第一項に規定する利害関係人

審査庁が第一項各号に掲げる機関である場合又は同項ただし書の特別の定めがある場合においては、別表第一の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとし、第十七条、第四十条、第四十二条及び第五十条第一項の規定は、適用しない。

四 前項に規定する場合において、審査庁は、必
要があると認めるときは、その職員（第二項各号（第一項各号に掲げる機関の構成員にあっては、第一号を除く。）に掲げる者以外の者に限
る。）に、前項において読み替えて適用する第三十一条第一項の規定による審査請求人若しくは第十三条第四項に規定する参加人の意見の陳述を聽かせ、前項において読み替えて適用する第三十六条の規定による参考人の陳述を聽かせ、同項において読み替えて適用する第三十五条第一項の規定による検証をさせ、前項において読み替えて適用する第三十六条の規定による第三十七条第一項若しくは第二項の規定による意見の聴取を行わせることができる。

(法人でない社団又は財団の審査請求)

第十一条 法人でない社団又は財団の審査請求をするときは、三人を超えない総代を互選することができる。

十二条 共同審査請求人が総代を互選しない場合において、必要があると認めるときは、第九条第一項の規定により指名された者（以下「審理員」という。）は、総代の互選を命ずることができる。

十三条 総代は、各自、他の共同審査請求人のために、審査請求の取下げを除き、当該審査請求に関する一切の行為をすることができる。

十四条 総代が選任されたときは、共同審査請求人は、総代を通じてのみ、前項の行為をすることができる。

十五条 共同審査請求人にに対する行政庁の通知その他の行為は、二人以上の総代が選任されている場合においても、一人の総代に対してすれば足りる。

十六条 共同審査請求人は、必要があると認める場合には、総代を解任することができる。
(代理人による審査請求)

第十二条 審査請求は、代理人によつてすることができる。
(参加人)

第十三条 利害関係人（審査請求人以外の者）であつて審査請求に係る処分又は不作為に係る処分の根柢となる法令に照らし当該処分につき利害関係を有するものと認められる者をいう。（以下同じ。）は、審理員の許可を得て、当該審査請求に参加することができる。

十四条 前項の代理人は、各自、第一項又は第二項の規定により当該審査請求に参加する者は、利害関係人に対し、当該審査請求に参加することを求めることができる。

十五条 審査請求への参加は、代理人によつてすることができる。

〔参加人〕という。)のために、当該審査請求への参加に関する一切の行為をすることができる。ただし、審査請求への参加の取下げは、特別の委任を受けた場合に限り、することができる。

(行政庁が裁決をする権限を有しなくなつた場合の措置)

第十四条 行政庁が審査請求がされた後法令の改廃により当該審査請求につき裁決をする権限を有しなくなつたときは、当該行政庁は、第十九条に規定する審査請求書又は第二十一条第二項に規定する審査請求録取書及び関係書類その他の物件を新たに当該審査請求につき裁決をする権限を有することとなつた行政庁に引き継がなければならない。この場合において、その引継ぎを受けた行政庁は、速やかに、その旨を審査請求人及び参加人に通知しなければならない。(審理手続の承継)

第十五条 審査請求人が死亡したときは、相続人の其他法令により審査請求の目的である处分に係る権利を承継した者は、審査請求人の地位を承継する。

2 審査請求人について合併又は分割(審査請求の目的である处分に係る権利を承継させるものに限る)があつたときは、合併後存続する法人その他の社団若しくは財団若しくは合併により設立された法人その他の社団若しくは財団又は分割により当該権利を承継した法人は、審査請求人の地位を承継する。

3 前二項の場合には、審査請求人の地位を承継した相続人その他の者又は法人その他の社団若しくは財団は、書面でその旨を審査庁に届け出なければならない。この場合には、届出書には、死亡若しくは分割による権利の承継又は合併の事実を証する書面を添付しなければならない。

4 第一項又は第二項の場合において、前項の規定による届出がされるまでの間において、死亡若しくは合併前の法人その他の社団若しくは財団若しくは分割をした法人に宛ててされた通知が審査請求人の地位を承継した相続人その他の者又は合併後の法人その他の社団若しくは財団若しくは合併後の法人その他の者若しくは財団若しくは分割により審査請求人の地位を承継した法人に到達したときは、当該通知は、これらの者に対する通知としての効力を有する。

5 第一項の場合において、審査請求人の地位を承継した相続人その他の者が二人以上あるとき

は、その一人に対する通知その他の行為は、全員に対してされたものとみなす。

6 番査請求の目的である処分に係る権利を譲り受けた者は、審査庁の許可を得て、審査請求人の地位を承継することができる。
(標準審理期間)

第十六条 第四条又は他の法律若しくは条例の規定により審査庁となるべき行政庁(以下「審査庁となるべき行政庁」という。)は、審査請求の提出がその事務所に到達してから当該審査請求に対する裁決をするまでに通常要すべき標準的な期間を定めるよう努めるとともに、これを定めたときは、(当該審査庁となるべき行政庁及び関係処分庁(当該審査請求の対象となるべき処分の権限を有する行政庁であつて当該審査庁となるべき行政庁以外のもの)をいう。次条において同じ。)の事務所における備付けその他の適当な方法により公にしておかなければならぬ。
(審理員となるべき者の名簿)

第十七条 審査庁となるべき行政庁は、審理員となるべき者の名簿を作成するよう努めるとともに、これを作成したときは、当該審査庁となるべき行政庁及び関係処分庁の事務所における備付けその他の適当な方法により公にしておかなければならぬ。

第二節 審査請求の手続

(審査請求期間)

第十八条 処分についての審査請求は、処分があつたことを知った日の翌日から起算して三月(当該処分について再調査の請求をしたときは、当該再調査の請求についての決定があつたことを知った日の翌日から起算して一月)を経過したときは、することができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。

2 処分についての審査請求は、処分(当該処分について再調査の請求をしたときは、当該再調査の請求についての決定)があつた日の翌日から起算して一年を経過したときは、することができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。

3 次条に規定する審査請求書を郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第九十九号)第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便で提出した場合における前二項に規定する期間(以下「審査請求期間」という。)の計

算については、送付に要した日数は、算入しない。

(審査請求書の提出)

第十九条 審査請求は、他の法律（条例に基づく処分について、条例）に口頭ですることができない旨の定めがある場合を除き、政令で定めるところにより、審査請求書を提出してしなければならない。

2 処分についての審査請求書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 審査請求人の氏名又は名称及び住所又は居所

二 審査請求に係る処分の内容

三 審査請求に係る処分（当該処分について再調査の請求についての決定を経たときは、当該決定）があつたことを知つた年月日

四 審査請求の趣旨及び理由

五 処分の教示の有無及びその内容

六 審査請求の年月日

3 不作為についての審査請求書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 審査請求人の氏名又は名称及び住所又は居所

二 当該不作為に係る処分についての申請の内容及び年月日

三 審査請求人が、法人その他の社団若しくは財團である場合、総代を互選した場合又は代理人によつて審査請求をする場合には、審査請求書には、第二項各号又は前項各号に掲げる事項のほか、その代表者若しくは管理人、総代又は代理人の氏名及び住所又は居所を記載しなければならない。

5 処分についての審査請求書には、第二項及び前項に規定する事項のほか、次の各号に掲げる場合においては、当該各号に定める事項を記載しなければならない。

一 第五条第二項第一号の規定により再調査の請求についての決定を経ないで審査請求をする場合、再調査の請求をした年月日

二 第五条第二項第二号の規定により再調査の請求についての決定を経ないで審査請求をする場合、その決定を経ないことについての正当な理由

三 審査請求期間の経過後において審査請求をする場合、前条第一項ただし書き又は第二項ただし書きに規定する正当な理由

(口頭による審査請求)

第二十条 口頭で審査請求をする場合には、前条第二項から第五項までに規定する事項を陳述しなければならない。この場合において、陳述を受けた行政庁は、その陳述の内容を録取し、これを陳述人に読み聞かせて誤りのないことを確認しなければならない。

4 再調査の請求をすることができる処分について異なる場合における審査請求は、処分等を経由してすることができる。この場合において、審査請求人は、処分等に審査請求書を提出し、又は処分等に対し第十九条第二項から第五項までに規定する事項を陳述するものとする。

2 前項の場合には、処分等は、直ちに、審査請求書又は審査請求書（前条後段の規定により陳述の内容を録取した書面をいう。第二十九条第一項及び第五十五条において同じ。）を審査庁となるべき行政庁に送付しなければならない。

3 第一項の場合における審査請求期間の計算については、処分等に審査請求書を提出し、又は処分等に対し当該事項を陳述した時に、処分についての審査請求があつたものとみなす。（誤った教示をした場合の救済）

2 前項の規定により審査請求書又は再調査の請求書若しくは再調査の請求書が審査庁となるべき行政庁に送付されたときは、初めから審査庁となるべき行政庁に審査請求がされたものとみなす。

3 第二項の規定により当該再調査の請求に参加する者に通知しなければならない。

4 前項の規定により審査請求書又は再調査の請求書若しくは再調査の請求書が審査庁となるべき行政庁に送付されたときは、初めから審査庁となるべき行政庁に審査請求がされたものは、速やかに、その旨を再調査の請求人及び第六十一条において読み替えて準用する第十三条第一項又は第二項の規定により当該再調査の請求に参加する者に通知しなければならない。

5 前項の規定により当該再調査の請求が審査庁となるべき行政庁に送付されたときは、初めから審査庁となるべき行政庁に審査請求がされたものとみなす。

6 第二項から第四項までの場合において、処分の効力の停止は、処分の効力の停止以外の措置によって目的を達することができるときは、す

ることとする。

7 執行停止の申立てがあつたとき、又は審理員から第四十条に規定する執行停止をすべき旨の意見書が提出されたときは、審査庁は、速やかに、執行停止をするかどうかを決定しなければならない。

規定により陳述の内容を録取した書面をいう。以下この条において同じ。）を審査庁となるべき行政庁に送付し、かつ、その旨を再調査の請求人に通知しなければならない。

4 前二項の規定による審査請求人の申立てがあつた場合において、処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる重大な損害を避けるため緊急の必要があると認めるときは、審査庁は、速やかに、再調査の請求をすることができる処分につき、処分等が誤つて審査請求をすることができない場合において、当該処分の旨を教示しなかつた場合において、当該処分の経由により生ずる重大な影響を及ぼすおそれがあると認められる旨を教示しなければならない。

5 審査庁は、前項に規定する重大な損害を生ずるか否かを判断するに当たっては、損害の回復の困難の程度を考慮するものとし、損害の性質及び程度並びに処分の内容及び性質をも勘案するものとする。

6 第二項から第四項までの場合において、処分の効力の停止は、処分の効力の停止以外の措置によって目的を達することができるときは、す

ることとする。

7 執行停止の申立てがあつたとき、又は審理員から第四十条に規定する執行停止をすべき旨の意見書が提出されたときは、審査庁は、速やかに、執行停止をするかどうかを決定しなければならない。

審査請求人の申立てにより、処分等の意見を聴取した上、執行停止をすることができる。ただし、処分の効力、処分の執行又は手続の続行の全部又は一部の停止以外の措置をとることはできない。

4 前二項の規定による審査請求人の申立てがあつた場合において、処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる重大な損害を避けるため緊急の必要があると認めるときは、審査庁は、速やかに、再調査の請求をすることができる処分につき、処分等が誤つて審査請求をすることができない場合において、当該処分の旨を教示しなかつた場合において、当該処分の経由により生ずる重大な影響を及ぼすおそれがあると認められる旨を教示しなければならない。

5 審査請求人は、前項に規定する重大な損害を生ずるか否かを判断するに当たっては、損害の回復の困難の程度を考慮するものとし、損害の性質及び程度並びに処分の内容及び性質をも勘案するものとする。

6 第二項から第四項までの場合において、処分の効力の停止は、処分の効力の停止以外の措置によって目的を達することができるときは、す

ることとする。

7 執行停止の申立てがあつたとき、又は審理員から第四十条に規定する執行停止をすべき旨の意見書が提出されたときは、審査庁は、速やかに、執行停止をするかどうかを決定しなければならない。

審査請求の取下げ

2 審査請求が不適法であつて補正することができることが明らかなときも、前項と同様とする。

3 審査請求が明瞭かなときは、その旨を審査請求人に通知しなければならない。

4 執行停止の取消し

5 執行停止をした後において、執行停止が公共の福祉に重大な影響を及ぼすことが明らかとなつたとき、その他事情が変更したときは、審査庁は、その執行停止を取り消すことができる。

6 執行停止の申立てがあつたとき、又は審理員から第四十条に規定する執行停止をすべき旨の意見書が提出されたときは、審査庁は、速やかに、執行停止をするかどうかを決定しなければならない。

7 執行停止の申立てがあつたとき、又は審理員から第四十条に規定する執行停止をすべき旨の意見書が提出されたときは、審査庁は、速やかに、執行停止をするかどうかを決定しなければならない。

(審理手続の計画的進行)

2 審査請求の取下げは、書面でしなければならない。

3 審査請求の取下げは、書面でしなければならない。

4 執行停止

5 執行停止をした後において、執行停止が公共の福祉に重大な影響を及ぼすことが明らかとなつたとき、その他事情が変更したときは、審査庁は、その執行停止を取り消すことができる。

6 執行停止の申立てがあつたとき、又は審理員から第四十条に規定する執行停止をすべき旨の意見書が提出されたときは、審査庁は、速やかに、執行停止をするかどうかを決定しなければならない。

7 執行停止の申立てがあつたとき、又は審理員から第四十条に規定する執行停止をすべき旨の意見書が提出されたときは、審査庁は、速やかに、執行停止をするかどうかを決定しなければならない。

(弁明書の提出)

2 審理員は、審査請求書又は審査請求録取書を、直ちに、審査請求書又は審査請求録取書

出されない場合において、更に一定の期間を示して、当該物件の提出を求めたにもかかわらず、当該提出期間内に当該物件が提出されなかつたとき。

イ 第二十九条第二項 弁明書

ロ 第三十条第一項後段 反論書

ハ 第三十条第二項後段 意見書

ニ 第三十二条第三項 証拠書類若しくは証拠物又は書類その他の物件

ホ 第三十三条前段 書類その他の物件

一 申立人が、正当な理由なく、口頭意見陳述に出頭しないとき。

3 審理員が前二項の規定により審理手続を終結したときは、速やかに、審理関係人に対し、審理手続を終結した旨並びに次条第一項に規定する審理員意見書及び事件記録（審査請求書、弁明書その他審査請求に係る事件に関する書類その他の物件のうち政令で定めるものをいう。同条第二項及び第四十三条第二項において同じ。）を審査庁に提出する予定時期を通知するものとする。当該予定時期を変更したときも、同様とする。

（審理員意見書）

第四十二条 審理員は、審理手続を終結したときは、遅滞なく、審査庁がすべき裁決に関する意見書（以下「審理員意見書」という。）を作成しなければならない。

2 審理員は、審理員意見書を作成したときは、速やかに、これを事件記録とともに、審査庁に提出しなければならない。

第四節 行政不服審査会等への諮問

第四十三条 審査庁は、審理員意見書の提出を受けたときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、審査庁が主任の大臣又は宮内府長官若しくは内閣府設置法第四十九条第一項若しくは第二項若しくは国家行政組織法第三条第二項に規定する庁の長である場合にあつては行政不服審査会に、審査庁が地方公共団体の長（地方公共団体の組合にあつては、長、管理者又は理事会）である場合にあつては第八十一条第一項又は第二項の機関に、それぞれ諮問しなければならない。

一 審査請求に係る処分をしようとするときに他の法律又は政令（条例に基づく処分については、条例）に第九条第一項各号に掲げる機関若しくは地方公共団体の議会又はこれらの機関に類するものとして政令で定めるもの

(以下「審議会等」という。)の議を経るべき旨又は経ることができる旨の定めがあり、かつ、当該議を経て当該処分がされた場合、一、裁決をしようとするときに他の法律又は政令(条例に基づく処分については、条例)に

第五節

第一項の規定により諮問をした審査庁は、審理関係人（処分庁等が審査庁である場合にあつては、審査請求人及び参加人）に対し、当該諮問をした旨を通知するとともに、審理員意見書の写しを送付しなければならない。

二
処分序である審査官

当該申請に對して一定の処分をすべきものと認めるときは、当該各号に定める措置をとる。
一 処分の上級行政庁である審査庁 当該処分に対し、当該処分をすべき旨を命ずること。

(以下「審議会等」という。)の議を経るべき旨又は経ることができる旨の定めがあり、かつ、当該議を経て当該処分がされた場合二 裁決をしようとするとき他の法律又は政令(条例に基づく処分については、条例)に第九条第一項各号に掲げる機関若しくは地方公共団体の議会又はこれらの機関に類するものとして政令で定めるものの議を経るべき旨又は経ができる旨の定めがあり、かつ、当該議を経て裁決をしようとする場合三 第四十六条第三項又は第四十九条第四項の規定により審議会等の議を経て裁決をしようとする場合四 審査請求人から、行政不服審査会又は第八十一条第一項若しくは第二項の機関(以下「行政不服審査会等」という。)への諮問を希望しない旨の申出がされている場合(参加人から、行政不服審査会等に諮問しないことについて反対する旨の申出がされている場合を除く。)

五 審査請求が、行政不服審査会等によつて、国民の権利利益及び行政の運営に対する影響の程度その他当該事件の性質を勘案して、諮問を要しないものと認められたものである場合六 審査請求が不適法であり、却下する場合七 第四十六条第一項の規定により審査請求に係る処分(法令に基づく申請を却下し、又は棄却する処分及び事実上の行為を除く。)の全部を取り消し、又は第四十七条第一号若しくは第二号の規定により審査請求に係る事実上の行為の全部を撤廃すべき旨を命じ、若しくは撤廃することとする場合(当該処分の全部を取り消すこと又は当該事実上の行為の全部を撤廃すべき旨を命じ、若しくは撤廃することについて反対する旨の意見書が提出されている場合及び口頭意見陳述においてその旨の意見が述べられていてその旨の意見が述べられている場合を除く。)

八 第四十六条第二項各号又は第四十九条第三項各号に定める措置(法令に基づく申請の全部を認容すべき旨を命じ、又は認容するものに限る。)をとることとする場合(当該申請の全部を認容することについて反対する旨の意見書が提出されている場合及び口頭意見陳述においてその旨の意見が述べられている場合を除く。)

第四十四条

3 第一項の規定により諮詢をした審査庁は、審理関係人（処分等が審査庁である場合にあつては、審査請求人及び参加人）に対し、当該諮詢をした旨を通知するとともに、審理員意見書の写しを送付しなければならない。

前項に規定する一定の

当該申請に対し、一定の処分をすべきものと認めるときは、当該各号に定める措置をとる。
一 処分庁の上級行政庁である審査庁 当該処分庁に対し、当該処分をすべき旨を命ずること。
二 処分庁である審査庁 当該処分をする」と。
前項に規定する一定の処分に関し、第四十三

第一項の規定により諮詢をした審査庁は、審理関係人（処分等が審査庁である場合にあつては、審査請求人及び参加人）に対し、当該諮詢をした旨を通知するとともに、審理員意見書の写しを送付しなければならない。

第五節 裁決

（裁決の時期）

第四十四条 審査庁は、行政不服審査会等から諮詢に対する答申を受けたとき（前項第一項の規定による諮詢を要しない場合（同項第二号又は第三号に該当する場合を除く。）にあつては審理員意見書が提出されたとき、同項第二号又は第三号に該当する場合にあつては同項第二号又は第三号に規定する議を経たとき）は、遅滞なく、裁決をしなければならない。

（处分についての審査請求の却下又は棄却）

第四十五条 処分についての審査請求が法定の期間経過後にされたものである場合その他不適法である場合には、審査庁は、裁決で、当該審査請求を却下する。

2 処分についての審査請求が理由がない場合は、審査庁は、裁決で、当該審査請求を棄却する。

3 審査請求に係る処分が違法又は不当ではあるが、これを取り消し、又は撤廃することにより、公の利益に著しい障害を生ずる場合において、審査請求人の受ける損害の程度、その損害の賠償又は防止の程度及び方法その他一切の事情を考慮した上、処分を取り消し、又は撤廃する事が公共の福祉に適合しないと認めるときは、審査庁は、裁決で、当該審査請求を棄却することができる。この場合には、審査庁は、裁決の主文で、当該処分が違法又は不当であることを宣言しなければならない。

（处分についての審査請求の認容）

第四十六条 処分（事實上の行為を除く。以下この条及び第四十八条において同じ。）についての審査請求が理由がある場合（前項第三項の規定の適用がある場合を除く。）には、審査庁は、裁決で、当該処分の全部若しくは一部を取り消し、又はこれを変更する。ただし、審査庁が処分の上級行政署又は処分等のいずれでもない場合において、次の各号に掲げる審査庁は、

認めるときは、審査庁は

當該申請に対し一定の処分をすべきものと認めるときは、当該各号に定める措置をとる。

一 処分庁の上級行政庁である審査庁 当該処分庁に対し、当該処分をすべき旨を命ずること。

二 処分庁である審査庁 当該処分をすること。

3 前項に規定する一定の処分に關し、第四十三条第一項第一号に規定する議を経るべき旨の定めがある場合において、審査庁が前項各号に定める措置をとるために必要があると認めるときは、審査庁は、当該定めに係る審議会等の議を経ることができる。

4 前項に規定する定めがある場合のほか、第二項に規定する一定の処分に關し、他の法令に關係行政機関との協議の実施その他の手続をとるべき旨の定めがある場合において、審査庁が同項各号に定める措置をとるために必要があると認めるときは、審査庁は、当該手續をとること

<p>二、处分分庁である審査庁　当該処分をする」と。</p> <p>前項に規定する一定の処分に関する議を経るべき旨の定めがある場合において、審査庁が前項各号に定める措置をとるために必要があると認めるときは、審査庁は、当該定めに係る審議会等の議を通じることができる。</p> <p>第四十七条　事実上の行為についての審査請求が理由がある場合（第四十五条第三項の規定の適用がある場合を除く。）には、審査庁は、裁決で、当該事実上の行為が違法又は不当である旨を宣言するとともに、次の各号に掲げる審査庁の区分に応じ、当該各号に定める措置をとる。ただし、審査庁が処分庁の上級行政庁以外の審査庁である場合には、当該事実上の行為を変更すべき旨を命ずることはできない。</p> <p>一　処分庁以外の審査庁　当該処分庁に対し、当該事実上の行為の全部若しくは一部を撤廃し、又はこれを変更すべき旨を命ずること。</p> <p>二　処分庁である審査庁　当該事実上の行為の全部若しくは一部を撤廃し、又はこれを変更すること。</p> <p>(不利益変更の禁止)</p> <p>(不作為についての審査請求の裁決)</p> <p>第四十九条　不作為についての審査請求が当該不作為に係る処分についての申請から相当の期間が経過しないでされたものである場合その他不適法である場合には、審査庁は、裁決で、当該審査請求を却下する。</p>	<p>3</p> <p>4　前項に規定する定めがある場合のほか、第二項に規定する一定の処分に関する他の法令に関する行政機関との協議の実施その他の手続をとるべき旨の定めがある場合において、審査庁が同項各号に定める措置をとるために必要があると認めるときは、審査庁は、当該手続をとることができると。</p> <p>当該申請に対する一定の処分をすべきものと認めるとときは、当該各号に定める措置をとる。</p> <p>一　処分庁の上級行政庁である審査庁　当該処分庁に対し、当該処分をすべき旨を命ずる</p>
---	---

2 不作為についての審査請求が理由がない場合には、審査庁は、裁決で、当該審査請求を棄却する。
 3 不作為についての審査請求が理由がある場合には、審査庁は、裁決で、当該不作為が違法又は不当である旨を宣言する。この場合において、次の各号に掲げる審査庁は、当該申請に対して一定の処分をすべきものと認めるときは、当該各号に定める措置をとる。
 1 不作為の上級行政庁である審査庁 当該不作為に対し、当該処分をすべき旨を命ぜること。
 2 不作為である審査庁 当該処分をすること。
 3 審査請求に係る不作為に係る処分に関し、第44条第一項第一号に規定する議を経るべき旨の定めがある場合において、審査庁が前各号に定める措置をとるために必要があると認めることは、審査庁は、当該定めに係る審議会等の議を経ることができる。
 4 前項に規定する場合のほか、審査請求に係る不作為に係る処分に関し、他の法令に規定する不作為に係る処分を、当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したもののが閲覧をすることができる状態に置くとともに、その旨が記載された書面を当該審査庁の事務所の掲示場に掲示し、又はその旨を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したもののが閲覧をすることができる状態に置くことにより行うものとする。この場合において、当該措置を開始した日の翌日から起算して二週間を経過した時に裁決書の謄本を交付があつたものとみなす。
 5 前項各号に定める措置をとるために必要があると認めるときは、審査庁は、当該手続をとることができる。

(裁決の方式)

第五十条 裁決は、次に掲げる事項を記載し、審査庁が記名押印した裁決書によりしなければならない。
 1 主文
 2 事案の概要
 3 審理関係人の主張の要旨
 4 理由(第一号の主文が審理員意見書又は行政不服審査会等若しくは審議会等の答申書と異なる内容である場合には、異なることとなつた理由を含む)。

2 第四十三条第一項の規定による行政不服審査会等への諮問を要しない場合には、前項の裁決書には、審理員意見書を添付しなければならない。
 3 審査庁は、再審査請求をすることができる裁決をする場合には、裁決書に再審査請求をすることができる旨並びに再審査請求をすべき行政 府及び再審査請求期間(第六十二条に規定する期間をいう)を記載して、これらを教示しなければならない。

(証拠書類等の返還)

第五十三条 審査庁は、裁決をしたときは、速やかに、第三十二条第一項又は第二項の規定によ

り提出された証拠書類若しくは証拠物又は書類が処分の相手方以外の者のしたものである場合における第四十六条第一項及び第四十七条の規定による裁決にあつては、審査請求人及び処分の相手方に送達された時に、その効力を生ずる。

第五十一条 裁決は、審査請求人(当該審査請求が処分の相手方以外の者のしたものである場合は、その他の物件及び第三十三条の規定による提出要求に応じて提出された書類その他の物件をその提出人に返還しなければならない)。

(裁決の効力発生)
第五十四条 再調査の請求は、処分があつたことを知った日の翌日から起算して三月を経過したときは、することができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。
 1 再調査の請求は、処分があつた日の翌日起算して一年を経過したときは、することができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。

(誤った教示をした場合の救済)
第五十五条 再調査の請求をすることができる処分につき、処分が誤って再調査の請求をすることができる旨を教示しなかつた場合において、審査請求がされた場合であつて、審査請求人から申立てがあつたときは、審査庁は、速やかに、審査請求書又は審査請求録取書を処分庁に送付しなければならない。ただし、審査請求人に對し弁明書が送付された後においては、この限りでない。

(再調査の請求の却下又は棄却)
第五十六条 再調査の請求が法定の期間経過後に起算して一年を経過した場合は、その他の不適法である場合は、処分は、決定で、当該再調査の請求を却下する。

(再調査の請求の認容の決定)
第五十七条 処分(事実上の行為を除く)についてはの再調査の請求が理由がある場合には、処分は、決定で、当該処分の全部若しくは一部を取り消し、又はこれを変更する。

(再調査の請求の認容の決定)
第五十九条 処分(事実上の行為を除く)についてはの再調査の請求が理由がある場合には、処分は、決定で、当該事実上の行為が違法又は不当である旨を宣言するとともに、当該事実上の行為の全部若しくは一部を撤廃し、又はこれを変更する。

(決定の方式)
第六十条 前二条の決定は、主文及び理由を記載し、処分が記名押印した決定書によりしなければならない。

1 処分は、前項の決定書(再調査の請求に係る部分の全部を取り消し、又は撤廃する決定に係るものを除く)に、再調査の請求に係る処分につき審査請求をすることができる旨(却下の決定である場合には、当該却下の決定が違法な場合に限り審査請求をすることができない旨)並びに審査請求をすべき行政庁及び審査請求期間を記載して、これらを教示しなければならない。

(審査請求に関する規定の準用)
第六十一条 第九条第四項、第十条から第十六条まで、第十八条第三項、第十九条(第三項並びに第五項第一号及び第二号を除く)、第二十

り提出された証拠書類若しくは証拠物又は書類その他の物件及び第三十三条の規定による提出要求に応じて提出された書類その他の物件をその提出人に返還しなければならない。

第三章 再調査の請求

(再調査の請求期間)
第五十四条 再調査の請求は、処分があつたことを知った日の翌日から起算して三月を経過したときは、することができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。
 1 再調査の請求は、処分があつた日の翌日起算して一年を経過したときは、することができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。

(誤った教示をした場合の救済)
第五十五条 再調査の請求をすることができる処分につき、処分が誤って再調査の請求をすることができる旨を教示しなかつた場合において、審査請求がされた場合であつて、審査請求人から申立てがあつたときは、審査庁は、速やかに、審査請求書又は審査請求録取書を処分庁に送付しなければならない。ただし、審査請求人に對し弁明書が送付された後においては、この限りでない。

(再調査の請求の認容の決定)
第五十六条 第五条第二項ただし書の規定により審査請求がされたときは、同項の再調査の請求により取り消され、又は变更された場合には、処分は、当該処分が取り消され、又は变更された旨を公示しなければならない。

3 法令の規定により公示された処分が裁決で取り消され、又は变更された場合には、処分は、当該処分が取り消され、又は变更された旨を公示しなければならない。

4 法令の規定により公示された処分が裁決で取り消され、又は变更された場合には、処分は、当該処分が取り消され、又は变更された旨を公示しなければならない。

(再調査の請求についての決定を経ずに審査請求がされた場合)
第五十七条 第五条第二項ただし書の規定により審査請求がされたときは、同項の再調査の請求により取り消され、又は变更された場合には、処分は、当該処分が取り消され、又は变更された旨を公示しなければならない。

3 第一項本文の規定により審査請求書又は審査請求録取書が処分に送付されたときは、初めから処分に再調査の請求がされたものとみなす。

(再調査の請求についての決定を経ずに審査請求がされた場合)
第五十八条 第五条第二項ただし書の規定により審査請求がされたときは、同項の再調査の請求により取り消され、又は变更された場合には、処分は、当該処分が取り消され、又は变更された旨を公示しなければならない。

2 第一項本文の規定により審査請求書又は審査請求録取書が処分に送付されたときは、初めから処分に再調査の請求がされたものとみなす。

(再調査の請求についての決定を経ずに審査請求がされた場合)
第五十九条 第五条第二項ただし書の規定により審査請求がされたときは、同項の再調査の請求により取り消され、又は变更された場合には、処分は、当該処分が取り消され、又は变更された旨を公示しなければならない。

2 第一項本文の規定により審査請求書又は審査請求録取書が処分に送付されたときは、初めから処分に再調査の請求がされたものとみなす。

(再調査の請求についての決定を経ずに審査請求がされた場合)
第六十条 前二条の決定は、主文及び理由を記載し、処分が記名押印した決定書によりしなければならない。

1 処分は、前項の決定書(再調査の請求に係る部分の全部を取り消し、又は撤廃する決定に係るものを除く)に、再調査の請求に係る処分につき審査請求をすることができる旨(却下の決定である場合には、当該却下の決定が違法な場合に限り審査請求をすることができない旨)並びに審査請求をすべき行政庁及び審査請求期間を記載して、これらを教示しなければならない。

(審査請求に関する規定の準用)
第六十一条 第九条第四項、第十条から第十六条まで、第十八条第三項、第十九条(第三項並びに第五項第一号及び第二号を除く)、第二十

合において、審査会が、主張書面又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

第七十七条 審査会は、必要があると認める場合には、その指名する委員に、第七十四条の規定による調査をさせ、又は第七十五条第一項本文の規定による審査関係人の意見の陳述を聽かせることができる。

2 前項の規定にかかわらず、地方公共団体は、
当該地方公共団体における不服申立ての状況等
に鑑み同項の機関を置くことが不適當又は困難
であるときは、条例で定めるところにより、事
件ごとに、執行機関の附属機関として、この法
律の規定によりその権限に属させられた事項を
処理するための機関を置くこととすることができる。

3 前節第二款の規定は、前二項の機関について準用する。この場合において、第七十八条第四項及び第五項中「政令」とあるのは、「条例」と読み替えるものとする。

4 前三项に定めるもののほか、第一項又は第一

3 第一項の規定により不服申立書の提出があつた場合において、当該処分が処分庁以外の行政庁に対し審査請求をすることができる処分であるときは、処分庁は、速やかに、当該不服申立書を当該行政庁に送付しなければならない。当該処分が他の法令に基づき、処分庁以外の行政庁に不服申立てができる処分であるときも、同様とする。

4 前項の規定により不服申立書が送付されたときは、初めから当該行政庁に審査請求又は当該法令に基づく不服申立てがされたものとみなす。

5 第三項の場合を除くほか、第一項の規定により不服申立書が提出されたときは、初めから当該処分庁に審査請求又は当該法令に基づく不服申立てがされたものとみなす。(情報の提供)

行の日前においても、同項の規定の例によりすることができる。

(経過措置)

第三条 行政府の处分又は不作為についての不服申立てであつて、この法律の施行前にされた行政府の処分又はこの法律の施行前にされた申請に係る行政府の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

第四条 この法律の施行後最初に任命される審査会の委員の任期は、第六十九条第四項本文の規定にかかわらず、九人のうち、三人は二年、六人は三年とする。

前項に規定する各委員の任期は、総務大臣が定める。

(その他の経過措置の政令への委任)

第五条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。
(検討)

第六条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況につい

て検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(施行期日) 附則抄 (平成二十九年三月三一日法律第四)

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、

当該各号に定める日から施行する。
一から四まで 略

五 次に掲げる規定 平成三十年四月一日
イからハまで 略

二 第八条の規定（同条中国税通則法第十九条第四項第三号ハの改正規定、同法第三十四条の二（見出）を含ム。）の改正規定及

四条の二（見出しを含む）の改正規定及び同法第七十一条第二項の改正規定を除く。並びに附則第四十条第二項及び第三

項、第一百五条、第一百六条、第一百八条から第百十四条まで、第一百十八条、第一百二十四

条、第一百一十五条、第一百二十九条から第一百三十三条まで、第一百三十五条並びに第一百三

十六条の規定

第一百四十四条 この法律（附則第一條各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前につては、同法及び二の附則の規定によるものとする。

規定によりなお従前の例によることとされる場

合におけるこの法律の施行後にしてた行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

第四十一条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則

(令和三年五月一九日法律第三七号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和三年九月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第二十七条 (住民基本台帳法別表第一から別表第五までの改正規定に限る。) 第四十五条、第四十七条及び第五十五条(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一及び別表第二の改正規定(同表の二十七の項の改正規定を除く。)に限る。)並びに附則第八条第一項、第五十九条から第六十三条まで、第六十七条及び第七十一条から第七十三条までの規定

布の日

(罰則に関する経過措置)

第七十条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第七十二条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(検討)

第七十三条 政府は、行政機関等に係る申請、届出、処分の通知その他の手続において、個人の氏名を平仮名又は片仮名で表記したものを利用して当該個人を識別できるようにするために、個人の氏名を平仮名又は片仮名で表記したものを利用して当該個人を識別できるようにするために、個人の氏名を平仮名又は片仮名で表記したものを戸籍の記載事項とすることを含め、この法律の公布後一年以内を目途としてその具体的な方策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

号)抄

附 則 (令和四年五月二十五日法律第五二号)

一から十三まで 略

(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第八条 一 次条並びに附則第三条、第五条及び第三十条の規定

公 布 の 日

(政令への委任)

第三十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

(政令への委任)

附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定

公 布 の 日

(政令への委任)

第三十九条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(政令への委任)

附 則 (令和五年六月一六日法律第六三号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条及び第二条の規定並びに附則第七一条、第十九条及び第二十条の規定

公 布 の 日

(政令への委任)

第二十五条 第二十五条の規定に規定する執行停止の申立てがあつたとき、又は審理員が執行停止をすべき旨の意見書が提出されたとき

審理員

第十四条 第六十二条の規定による改正後の行政不服審査法第五十一条第三項(同法又は他の法律において準用する場合を含む。)の適用については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第六条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第七条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(政令への委任)

第十一條 第九条第一項の規定に審査

行する。

め。

第十二條 第二項の規定に審査

行する。

第十三條 第二項の規定に審査

行する。

第十四條 第二項の規定に審査

行する。

第十五條 第二項の規定に審査

行する。

第十六條 第二項の規定に審査

行する。

第十七條 第二項の規定に審査

行する。

第十八條 第二項の規定に審査

行する。

第十九條 第二項の規定に審査

行する。

第二十條 第二項の規定に審査

行する。

第二十一條 第二項の規定に審査

行する。

第二十二條 第二項の規定に審査

行する。

第二十三條 第二項の規定に審査

行する。

第二十四條 第二項の規定に審査

行する。

第二十五條 第二項の規定に審査

行する。

第二十六條 第二項の規定に審査

行する。

(審査請求人及び処分審査請求人及び参加人)

が審査

行する。

場合にあつては、審査請求

が審査

行する。

場合にあつたとき

き、又は弁明書

を作成したと

す。

審査

行する。

場合にあつたとき

き、又は弁明

別表第二（第六十一条関係

第二十一条第二項
の審査請求録取書

審査請求期間	第十九条第五款
第五十四条	再調査の請求書

第十九条 出だしの見及	審査請求書	前二項に規定する審査請求期間（以下「審査請求期間」という。）	第三条 第十八条 第三項 第十九条 第十七条 第二項及第一項 第六条	条第十六 第四条又は他の法律若しくは条例	条第十五 審査請求の 求取書	第十九条に規定する審査請求書	第十四条 第十九条に規定する審査請求書	第十三条 審理員
	審査請求書	次条に規定する審査請求書	関係処分庁	関係処分庁（当該行政機関によるべき処分の権限を有する行政機関）	他の法律	原裁決に係る審査請求の取扱い	第六十六条第一項において読み替えて準用する第十九条に規定する第二十一条第二項に規定する再審査請求書	審理員又は委員会等である再審査
	再審査請求書	第六十六条第一項において読み替えて準用する第十九条第三項に規定する再審査請求期間（以下この章において「再審査請求期間」という。）	政府	当該再審査請求の対象となるべき裁決又は处分の権限を有する行政機関	当該再審査請求の対象となるべき裁決又は处分の権限を有する行政機関	再審査請求の取扱い	第六十六条第一項において読み替えて準用する第十九条に規定する第二十一条第二項に規定する再審査請求書	審理員又は委員会等である再審査

